



KAIGO TREND NEWS

ヘルパーさんを育てる



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

4) ヘルパー採用直後の研修について

今回はヘルパー教育は採用前から始まっていることを記載しました。今回は採用直後について書いてみます。

小規模な事業所では往々にして具体的サービス重視で経営をすすめていることが多いようです。介護保険制度など制度を十分に理解せず、事業を初めた動機や具体的サービスばかりを重視し、経営計画が不十分な状態で開設すると、コンプライアンス（法令順守）とリスクマネジメント（危機管理）がおろそかになってしまいます。コンプライアンスとは法律を守るだけではありません。事業所の決まりごとを守ることも含まれています。ところがこの決まりごとが作成されないままヘルパーさんを採用しその後トラブルが発生することがあります。このコンプライアンスやリスクマネジメントを早期に定着させるには採用時研修を行うことが必要です。これは事業者側がその用意をしなければなりません。研修にはできるだけテキストを作成し「知りませんでした」ということがないよう一連の手続きをしっかりと覚えていただき、そのルールにのっとって仕事をすることを理解してもらいます。

ヘルパーさんの採用では「事業所の職員として規則を守る」という意識をしっかりと身につけてもらうことが必要です。厚生労働省が登録ヘルパーの採用方式を許可した背景には措置時代の福祉サービスの考え方があったわけで、福祉意識とボランティア意識が混在したままでした。しかし、現状はそのような意識で働いてもらっては困るわけです。個人情報や勤務体制等、全く一般の業種と変わらないどころか、登録ヘルパーの年次有給休暇の扱いについても強く言われています。事業を立ち上げる設立者は制度の中で運営する

以上、動機が福祉的であってもサービス事業の一分類として事業を経営する意識で職員を採用しなければなりません。

採用時研修は具体的にどんな研修をすればいいかという、現任研修とは大きく異なります。まずは事業者の概要、就業規則、休みの手続き、遵守事項、規則違反の場合の処分など、かなり厳しい内容をしっかりと言うべきです。次に事務的内容（休みの手続き・賃金の支払い方法・緊急対応時の代価など）を伝えます。これには研修時に必要な用紙を渡しておきます。次に訪問介護業務です。これは実施記録や報告連絡相談、会議の種類と進め方、苦情処理などをテキストを渡して説明します。これらで一日かかると思います。質疑なども受けて十分理解してから仕事に臨むようにした方がいいでしょう。昨今ではこの研修をしてから雇用契約を結ぶ方法ができています。契約をされない方は配布したテキストを返却してもらうなどします。これは採用後に研修をしたが仕事をしないことや、研修に発生する費用等からのようです。事業者が十分な説明をし、承諾して雇用契約を結ぶことは双方にとって利益になるばかりか、「事業所は手順を踏んで実践している」というヘルパーさんへの意識に繋がり仕事の連帯感を高めます。

小さな事業所ほど、以上の事をしっかりと行うことを勧めます。設立者は設立までに十分時間をかけて、設立後も円滑に進めるように計画をたてます。その実践の経過の中には常に教育があることを忘れないようにしましょう。



第9回 「介護ビジネス研究会」

2月20日(土) 予定 13:00 ~ 16:00 ● 弊社会議室にて開催

※参加費は無料です(但し茶菓代として500円必要)。参加ご希望の方はお電話ください。



事業所
訪問
3

心に変化をもたらす音楽療法 「あなたらしさ」を大切に楽しく音楽を奏でる

デイサービスセンター
ムジカアートスクエア

福山市加茂町上加茂 558-1
平成 14 年 6 月開設

Tel 084-949-3618
Fax 084-972-3938

楽器に囲まれた、明るい雰囲気のリーム

周りをたんばに囲まれた穏やかな中に、緑豊かな庭と黄色でペイントされた明るい雰囲気の軒家がある。ここは音楽療法を取り入れたデイサービスセンター、ムジカアートスクエアのリームだ。



▲ ムジカアートスクエアの外観

施設内に入ると、すれ違うスタッフみなさんの「こんにちは〜」という明るい挨拶が気持ちいい。リビングを改装した広いフロアに利用者(1日定員20名。取材日は15名)がそろっていた。そこには、このセンターの特徴でもある楽器が所狭しと並んでいる。ピアノ、マリンバ、トロンボーンなどの楽器の中で一際目を引くのが、赤、青、黄色とそれぞれ彩られたウクレレと、長年楽器の修理屋を営んできた中崎社長自らが手がけたオリジナルの楽器、ウォルナットハーブだ。

「ここに来られる方全員が楽器の経験があるとは限りません。みんなが楽しんで演奏するには、楽器と楽譜を工夫すればいいんです」と中崎社長が言うように、ウクレレの弦の下にはコードに合わせて3色のテープが張られ、楽譜にぬってある色と同じ色の部分の弦を押さえれば、音楽にあった音色が奏でられるようになっている。ウォルナットハーブの見た目は大正琴のようだが、弦を押さえることはなく、ピックを持った片手だけで演奏することができる。こちらもウクレレと同様、弦の下と楽譜には色分けがされており、誰でも簡単に演奏できるようになっている。

みんなの様子を見ながらワンステップ上へと導く

楽器の説明を受けていると、音楽療法の時間が始まった。数台しかないウォルナットハーブをみんなで順番に使い、残りの人は鈴や太鼓などを交えて歌いながら楽しく演奏する。

「上手に演奏したり、きれいに演奏することは重要ではない。みんなが楽しんでやるのが大切」との考えで、楽譜には大まかな色分けしかされておらず、演奏するテンポは人それぞれ。それでもこの日は演奏する度にみんなの音色が合ってきた。そうするとスタッフから「最後のジャンはみなさん

でこのタイミングで合わせましょう」とワンランク上のアドバイスが。その呼びかけに、うんうんと力強くうなずく人、「は〜い!」と元気よく手を挙げて答える人など、みんなの調子がのってきた。



▲ ザ・ピーナッツの銀色の花を演奏中

「ある程度できるようになったら、もう1つ上のことを教えてあげることも、知的な部分を刺激する意味で重要です。そしてそれが出来た達成感は利用者みなさんにとっても気持ちのいいものになるのです」と中崎社長。演奏の後、感動して拍手喝采の私たち編集部にも、満面の笑顔を向けてくれたみんなの姿が印象的だった。

利用者たちの様子を見て、スケジュールを柔軟に変更していくことが、満足度につながっていくという。

利用者の男性に話を聞くと、「5年前に視力を失ってから、ハーモニカを始めました。このセンターに来てまだ1ヶ月ですが、本当に楽しい。こういったデイケアセンターを探していたのですが、なかなかなく、ケアマネージャーさんがここを探してきてくれたときは、うれしかったですね〜」と同センターでの充実ぶりを生き活きと話してくれた。



▲ カラフルなウクレレ

音楽療法の可能性と広がる楽しみ方

場所を移して離れにある小さな部屋に入ると、太鼓が並べられた見慣れない楽器があった。これも中崎社長が手がけたもので、転倒予防とバランス訓練のために、広島県立保健福祉大学在学中に先生たちと研究開発したトントンという楽器だそう。真中にある液晶画面で「北国の春」や「サザエさん」など好きな音楽が選べ、選択した音楽が流れ始めると画面に映し出される目印に合わせて上下左右4つの太鼓を叩いていく。実際にやってみると、思った以上に体を動かし、バランス感覚が養われることを実感。「お年寄りたちは、太鼓とばちが壊れるんじゃないかというくらい大きな音を出して、みんなで大盛り上がりですよ」と中崎社長。



▲ オリジナル楽器のエクササイズドラム「トントン」

もともと楽器の修理や製作に関わってきた中崎社長が、デイサービスセンターを立ち上げたのは、音楽に携わる仕事で「音楽療法」という新たな分野を知ったことから。「今では、



▲ オリジナル楽器のウォルナットハーブ

音楽の広げ方、楽しみ方はいくらでもあるということに気付きました。その人それぞれに合った音楽と一緒に楽しんでいけたらいいですね」と中崎社長が最後に話してくれた。

訪問看護の現場より
看護師のきもち

「がん」の不安への対応について…

第13回

訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子



ご本人やご家族は、「がん」の診断を受け、「病院での治療は終わったので退院してください。」と言われたら、漠然とした不安に襲われるのではないのでしょうか。

「まだ時々熱が出るし食事が十分にできない…」「手術をして日が浅いし体力が回復していない…」「痛みは取ってもらえるのか?」「終末期(ターミナル期)で退院し、最後の看取りはどうしたらいいのか?」「医療的な処置が必要なのに家で介護できるのか?」「床ずれや創の処置、在宅酸素の使用、胃ろうや在宅中心静脈栄養…」等々、状態が不安定だったり、医療的処置があったり、「がん」ということでご本人やご家族は言葉にできない不安が多くあります。

このような時、訪問看護では次のようなサービスを提供します。

- ①病院から病状の情報提供を受け、予測できる状況と対処方法を明確にしておきます。
- ②ご家族の不安に寄り添い、できるだけ不安が軽くなるようにしていきます。
- ③不安定な状態には、24時間365日緊急対応で連絡・訪問体制を確保します。(緊急対応は、ステーションによって違います。事前に確認してください)
医師との連携は、常に連絡体制(夜間・休日を含む)を確実にしておきます。予測できる容態は、事前に確認し伝えます。そして、ご家族にできる対処方法を詳しく、丁寧に説明して

いきます。

- ④痛みのコントロールは、在宅でも病院と同じように(飲み薬、座薬、貼り薬、注射など)できることを伝え、その対応を行います。
 - ⑤ご本人、ご家族にとって一番良い方法を一緒に考えていきます。
 - ⑥「最後の看取り」についても相談し、可能な限りご本人・ご家族の希望に添えるよう対応していきます。
*自宅で最期を迎えることだけがベストではなく、罪悪感を持たなくて良いこと等、心のケアをいたします。
*在宅死を望まれるなら、医師やケアマネに伝え、一緒に支援いたします。
 - ⑦病状を確認しながら、必要な身体のケアおよび苦痛の緩和ケアを行っていきます。
 - ⑧ケアマネを中心に、医療ケアについてマネジメントし、他のサービス事業所と共同してサービス提供を行います。
- 以上が、主なサービス内容です。

「がん」の場合、訪問看護の役割は、医療的な視点でアセスメントし医師と連携をとること、変化する病状に対してチームにサービス内容の提案ができることではないかと思えます。訪問看護は医療保険で関わりますが、介護保険サービスと良いチーム連携を取ることが満足のいく療養生活につながるのではないのでしょうか。



旅は手段、いきいき生活『心の翼』(高齢者・障がい者にやさしい旅)

長年障がいをお持ちの方々の旅行を企画されている昭和観光社の平森良典社長様より、旅行された方の旅行後の心の変化といきいき生活のお声と笑顔を寄せていただきました。(介護事業者の方々と共に歩むQOL)

元気なうちに、妻を旅行に連れて行きたい

以前、元気なときにハワイへ行っていますが、前回妻を始めてのハワイに連れて行きました。介助を妻にしてもらったのですが、実現できたので嬉しかったです。

毎日の日課である、自宅の近くを朝・昼・午後歩くりハビリと買物外出の健康維持が楽しくできました。そして1年後きれいな海、八重山諸島へ連れて行きました。



家内の願い八重山諸島へ、1年後に実現できました。感謝です。

旅行後は、片道40分の歯医者へ、家内同伴無しで一人で行っています。一部大きな道路を横断する時、片方麻痺でゆっくりの歩行だから心配していますが、家内に自分だけの時間を過ごしてもらう為にも、楽しく往復リハビリしています。(S様/脳卒中より)

叶わぬ沖縄写真を胸に、心に活力!

この度、主人と行くはずだった思い出のある沖縄の旅、『心の翼 八重山諸島』に一人で参加させていただきました。

私の身体いっぱい大きく空いた穴が少しでも小さくなればと心と身体の後押しをしてくださったことに感謝。

これからの人生を子ども達に心配をかけないように前向きに心の元気を取りもどそうと思えます。あちらに行っても笑顔で主人と会う為に! 本当に有り難うございました。

(H様の奥様より)

『心の翼』に寄せられる、喜び・輝き・心の叫びとは

諦めずリハビリを乗り越え旅行できた喜び、旅行後の生活で心が前向きになった輝き、再発などで他界し実現出来なかった涙さえも私達には光です。(平森)

★旅行のご相談は 昭和観光社 TEL:082(423)7500
<http://www.enjoy.ne.jp/~showa-ts>



介護職員のメンタルヘルス対策は誰のため?

総合保険代理店H I & M 石田宗一郎

昨今、介護業界にかかわらず、「過労」「うつ」を原因として、職務から離れなければならない従業員がいて、その家族らによる労災請求が着実に増加傾向にあります。労災認定についても同様な状況になっております。

労災訴訟になった場合、事業所としてはどういう対策をとっていたかがポイントになります。法律用語で言う「手段債務」です。

事業所としては、就業規則に長時間労働に関する記載があるだけで十分でしょうか? 現在厚生労働省が定めるメンタルヘルスケアの実施方法には4つあります。

- ①セルフケア…自分自身で心の健康状態やストレス要因に気づき、理解する。
- ②管理監督者によるケア…上司は部下の職場環境を把握し、相談対応、改善にあたる。
- ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア…医師や外部スタッフは、メンタルケアが効果的に実施されるよう労働者および管理監督者の支援をする。
- ④事業場外資源によるケア…会社は、メンタルヘルスケアに関する専門的な病院等の外部機関の紹介をする。

(「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」より)

事業所のこれからの対策として上記の指針に沿った対策と、万一の際の労災訴訟に対応できるよう環境を構築し、さらに、労災認定された場合の高額な賠償金を視野に入れておくことが重要になってきています。

従業員の「福利厚生」と事業所の「企業防衛」のために、今一度、メンタルヘルス対策に取り組まれてはいかがでしょうか?

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その⑩ “助成金—試行雇用奨励金”

今回は、「試行雇用奨励金」についてお話しします。

「試行雇用」とは、略称「トライアル雇用」とも言いますが、様々な理由で就職が困難な人に対し、一定期間試行雇用することで、本人に適した雇用機会の創出を図ることを目的としています。

受給できる事業主の主な条件としては、①公共職業安定所に求人の申込みをしていること(必ずトライアル雇用又は併用雇用として求人募集すること)②安定所の紹介で奨励金の対象となる求職者(イ～ニ)を雇い入れること③求職者がトライアル雇用で採用されることに同意すること等が挙げられます。

対象者の条件はイ・中高年齢者(45歳以上) ロ・若年者(40歳未満) ハ・母子家庭等 ニ・その他があります。

受給のための手続は、①トライアル雇用による雇い入れの日から2週間以内に対象者の同意を得て「トライアル雇用実施計画書」を安定所に提出します。その後②トライアル雇用を終了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて安定所へ提出します。

受給できる額は、労働者一人につき月額4万円。最長3ヶ月で合計額12万円です。助成金の額としては少額ですが、条件的にも、手続き的にも難易度は低く、手軽に利用できる助成金だと思われます。

今回は「特定求職者雇用開発助成金」についてお話しする予定です。

TEL: 082(254) 6064 (ロームシ)

ホームページ: [社会保険労務士法人シャローム](#)

編集後記

今回のいきいきファミリーのおいちゃんの慌てた表情がとっても可愛らしく、癒されました。いつまでも仲良し夫婦って憧れますね。

もうすぐ春が近づいてきましたが、そろそろ開花も見られる事だと思います。今からお花見を楽しみにしています。(荒木)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2「キャブ介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

